

令和6年3月28日

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第2号

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会事務局処務規則(平成17年一宮市教委規則第8号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(補職) 第10条 略 2 前項に定めるもののほか、教育委員会事務局に教育次長、部に参事又は次長、課に <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (教育次長等) 第13条 略 2・3 略 4 <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査及び主任は、課長を補佐し、担当事務を処理する。 5 略	(補職) 第10条 略 2 前項に定めるもののほか、教育委員会事務局に教育次長、部に参事又は次長、課に____専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (教育次長等) 第13条 略 2・3 略 4 _____専任課長、課長補佐、主査及び主任は、課長を補佐し、担当事務を処理する。 5 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。